完全護憲の会ニュース 107 号

2022 年 11 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
E メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 102 回例会・勉強会の報告　P. 1
別紙 1　事務局報告　P. 2
別紙 2　政治の現況について　P. 5
別紙 3　会員ブログより
3-1　アベの国葬は“国葬を見る会”と通称すべし　P. 10
3-2　「十人十色」はアナーキー　―　「檻の外」にある自由　P. 11

第 102 回例会・勉強会の報告

10 月 23 日、都内・新橋ばるーんにて第 102 回例会・勉強会を開催した（参加者 7 名；会員 78 名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（別紙 1）、政治の現況を草野委員が報告した（別紙 2）。勉強会は、「日中国交 50 年、各紙論調に緊張緩和の機運はあるか」をテーマに議論した。

事務局報告では福田代表から、①来信の紹介、②シリーズ 13 号の編集状況、③会員ブログへの投稿 3 件（ブログは別紙 3）、④各種集会の案内、などがあった。

政治の現況報告では草野委員から、「国民の過半数が反対した国葬挙行」「日中国交正常化 50 周年」「防衛力強化に向けた防衛有識者会議の初会合」「国連総会、ロシアのウクライナ『4 州併合』非難決議採択」「健康保険証を廃止、マイナンバーカードとの一体化の動き」「7 月参院選、違憲状態判決」「32 年ぶりの円安、一時 149 円台更新」「生活保護費減額の違法判決」などが報告された。

議論では、円安と健康保険証とマイナンバーカードとの一体化の動きが焦点となり、「円安はアベノミクスの失敗」「円安で外国人労働者が日本に来なくなる」「非正規労働者を正規化すべきだ」「マイナンバーカードを国家権力は悪用する」「カードは脱税摘発、スムーズな給付金支給などメリットはある」「カードの活用、悪用を国民がどこまで許容できるかにかかる」「マイナンバー違憲訴訟が東京高裁で係争中である」などの意見が出された。

勉強会は、日本と中国の国交正常化 50 周年を迎えた 9 月 29 日の新聞論調を草野委員が報告し、意見交換した。各紙タイトルは以下の通りであるが、議論では、対中批判に偏るあまり日本政府の過ちを軽視している論調に批判が多数出された。

朝日新聞　日中国交正常化 50 年　平和を築く重層的な対話を
読売新聞　日中国交 50 年　友好誓った原点に立ち返れ

日経新聞　正常化 50 年機に世界の中の日中関係探れ
毎日新聞　日中国交正常化 50 年　新たな「共存」築く努力を
産経新聞　日中国交 50 年　関係を根本から見直せ　経済・学術界も安保を視点に
東京新聞　国交正常化 50 年　民間の絆が支える日中

なお、次回勉強会のテーマは、政治の現況から選定する予定である。

＜別紙 1＞　　事務局報告

1）来信

支援に感謝、 憲法適合性の審査を望む　　**珍道世直**（三重県津市）

私が 2014.7.11 集団的自衛権の行使を容認した閣議決定の違憲訴訟を提起し、又、2015.11.16 閣議決定・安保法制違憲訴訟を提起いたしました際には、大変なお励ましをいただき、本当にありがとうございました。おおきなお支えをいただきましたことを生涯心から御礼申し上げます。

ご承知の通り、安保法制違憲集団訴訟が全国 22 の地方裁判所に 25 件提起され、現在、22 件について地裁の判決がなされましたが（高知・大分・愛知は地裁係争中)、すべての判決で、裁判所は安保法制の憲法適合性について審査せず、原告らに「具体的争訟性がない」として、違憲審査請求については却下、国賠請求等については棄却されています。

5 年前、私が提訴した時と同じ扱いで退けられています。

（高裁判決で棄却された沖縄・大阪・札幌の違憲訴訟については、上告を断念され、確定している）

私は、「憲法違反及び無効確認等請求事件」として、真正面から閣議決定及び安保法制の違憲審査を求めてきましたが、最高裁は憲法適合性の審査に入らず失当な理由で棄却（平成 29 年 6 月 29 日）されました。

最高裁決定から 5 年経ちましたが、『「ロシアによるウクライナの侵略」「ロシア軍による北方領土での演習」』や『「麻生副総裁が台湾有事は存立危機事態に当たると発言」「中国軍による台湾封鎖の軍事演習」「自民党国会議員らによる台湾有事に関するシュミレーション」』等々新たな事態が生じ、今後の展開によっては、わが国が戦争の惨禍に巻き込まれる恐れがあり、戦争が起こってから、事後でなければ憲法適合性の審査をしないということになれば、回復しがたい重大な損害を被る恐れがあり、事前の救済（憲法適合性の審査）を認めないことは著しく不相当である。平時の今この時にこそ、憲法適合性を審査されることが必要と考え、改めて再審の訴えを提起することにいたしました。

本年 8 月 15 日・終戦記念日に、別紙再審訴状、再審理由書を添えて最高裁に再審の手続きをし、同日付で受理され、再審開始決定の審査は、最高裁第一小法廷に付議されました。

裁判官

山口　厚（東大名誉教授、早稲田大学大学院法務研究科教授）
深山卓也（東京高裁長官）
安浪亮介（大坂高裁長官）

岡　正晶（東京弁護士会会長、三井住友銀行社外取締役）

堺　　徹（東京高検検事長）

なお、本件再審の訴えは、民事訴訟法第 342 条（再審期間）2 項かっこ書き「(再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日)」に基づき提起しました。

しかし、早や 9 月 30 日、最高裁から調書（決定）が別紙のとおり送達されました。

「主文　本件申立てを棄却する。理由　本件申立てについては、民訴法 338 条 1 項所定の再審理由があるとは認められない。」というものでした。

棄却の決定をされ、無念です。

本件再審申立ばかりでなく、全国で係争中の集団訴訟の判決においても、裁判所は全く、憲法適合性の審査に入ろうとされない。「具体的争訟性がない」として、安保法制がこれほど、外交、防衛、安全保障上、国民生活上に重大な影響を及ぼしているにも係わらず、憲法適合性を審査しないとは、裁判所は「違憲立法審査権」を放棄しているに等しいと考えます。

現在提訴されている集団訴訟の控訴審・上告審において安保法制の憲法適合性が審査されるよう強く要請するものであります。

＜別紙より抜粋＞

６　再審理由及び再審期間

本件再審の訴えは、民事訴訟法第 342 条（再審期間）2 項かっこ書き「(再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日)」に基づき、提起している。

すなわち、

理由 1「ロシアによるウクライナの侵略」については、2022 年（令和 4 年）2 月 24 日　突然勃発し、現在も戦闘中である。「ロシア軍による北方領土の演習」については、2022 年（令和 4 年）7 月 26 日知り得たことである。

これらの新事態は、今後の展開によって、我が国を戦争の惨禍に巻き込む恐れがある。裁判所は、上告人の訴えを踏まえ、「公法上の当事者訴訟の訴訟要件」に基づき、平時の今、この時にこそ、憲法適合性を審査されますよう、再審を求めるものである。

理由 2『麻生副総理が「台湾有事」は「存立危機事態」にあたると発言』については、安保法制に係る安倍内閣の限定的な立法解釈（集団的自衛権の限定的行使であって合憲・2021 年 7 月 5 日）を覆し、集団的自衛権の全面行使に道を開くものであり、明白に憲法 9 条に違反する。裁判所の憲法適合性の判断に重大な影響を与える要件である。

又、「中国軍による台湾封鎖の軍事演習」及び「自民党国会議員らによる台湾有事に関するシュミレーション」をふまえ、緊急に司法審査されることが必要な事態となったため、再審を求めるものである。

理由 3『本件上告審の内容は「一見極めて明白に違憲無効であると認められるもの」に該当』については、本件上告審にあたり、裁判所は憲法適合性について司法審査に付すべき責務があった。その意味で、重大な「判断の遺脱」があり、再審を求めるものである。

理由 4『「最高裁」判例が「憲法及び法律」の上位に位置付けられている。』については、現在の最高裁が、法理の逆転を正し、本件訴訟について、憲法適合性を審査されるよう、再審を求めるものである。

理由 5『最高裁決定による「棄却の理由」には、「食違い」と「瑕疵」があり、「棄却の理由」は失当

である。』については、再審の理由を補完するものである。

（東京新聞 10 月 7 日付は、安保法と闘う珍道世直（ちんどうときなお）さんを 6 段抜き写真付きで大きく報道している）

2）シリーズ№13 発刊について

発刊が大幅に遅れているシリーズ№13 は 10 月末校了、11 月中旬発行の予定。

タイトル：**危機に立つ日本国憲法―憲法審査会改憲発議の動きと私たちの課題―**

3） 会員ブログへの投稿 3 件

◇ **アベの国葬は“国葬を見る会”と通称すべし** **川村茂樹**（千葉県習志野市）（別紙 3-1）

◇**「十人十色」はアナーキー ― 「檻」の外にある自由** **後藤富士子**（弁護士）（別紙 3-2）

◇ 時事短歌 2 首 **国葬を憂う** **曲木草文**

・憲法も法も無視した宰相を 「勇気の人」と讃えし国葬

・元帥を夢見ていたか霊柩車 防衛省のみ回りしは

（9 月 28 日）

4）集会の案内

◇『週刊金曜日』（東京南部読者会）

・10 月 28 日 18：00~20：30 大田区消費者センター第 4 集会室(JR「蒲田駅」東口 5 分)

・当会 13 周年記念：植村隆発行人、文聖姫編集長、秋山晴康編集部員と語る会 参加費 500 円

◇2022 年 秋の憲法学習会「9 条の危機～いまこそ奮い立とう」

・11 月 2 日（水）18：30 開会 梅丘パークホテル

・講師：伊藤千尋 参加費無料

・主催：生かそう憲法！ 今こそ 9 条を！ 世田谷の会

◇武力で平和はつくれない つなごう憲法をいかす未来へ「11・3 憲法大行動」

・11 月 3 日（木）14.：00 ~ 国会議事堂周辺

・主催：戦争をさせない・9 条を壊すな！総がかり行動実行委員会ほか

◇没後 45 周年チャールズ・チャップリン映画祭

・11 月 3 日～24 日 東京角川シネマ有楽町

5）当面の日程

臨時編集会議	11 月 17 日(木)13:00～	新橋ばるーん 302 学習室
第 103 回例会・勉強会	11 月 27 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん 304 学習室
第 105 回運営委員会	12 月 3 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 104 回例会・勉強会	12 月 25 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん 204 学習室
第 106 回運営委員会	1 月 7 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 105 回例会・勉強会	1 月 22 日(日)13:30～16:30	未 定
第 107 回運営委員会	1 月 28 日(土)13:00～	神明いきいきプラザ集会室 C

＜別紙２＞　　政治の現況について

（１） 主なニュース一覧　（2022/9/21－10/20）

＊岸田内閣、国民の過半数が反対する安倍晋三元首相の「国葬」挙行（2022/9 /27）
＊日中国交正常化 50 周年、両首脳がメッセージ交換（2022/9/29）
＊ロシア・プーチン大統領　ウクライナ４州の併合宣言（2022/9/30）
＊防衛力の抜本的強化に向け、「防衛有識者会議」初会合（2022/9/30）
＊第 210 臨時国会開会（2022/10/3）
＊衆参両院「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議」採択（2022/10/5,6）
＊全国霊感商法対策弁護士連絡会、旧統一教会への解散命令を請求（2022/10/11）
＊国連総会、ロシアのウクライナ「4 州併合」非難決議採択　143 カ国賛成（2022/10/12）
＊政府、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードとの一体化発表（2022/10/13）
＊大阪・東京高裁、７月参院選「違憲状態」判決　無効請求は棄却（2022/10/14,18）
＊中国共産党第 20 回大会開幕（2022/10/16）
＊岸田首相、所管の文科相に旧統一教会の調査指示、「質問権」を初行使（2022/10/18）
＊円安進行、一時 149 円台。1990 年 8 月以来 32 年ぶりの円安更新（2022/10/18）
＊横浜地裁、生活保護費減額は違法判決。全国で 4 例目の処分取り消し（2022/10/19）

（２） 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① 読売新聞オンライン　2022 年 9 月 27 日　　ニュース記事

安倍元首相国葬、国内外４１８３人が参列し冥福祈る…岸田首相・三権の長らが弔辞

安倍晋三・元首相の国葬（国葬儀）が 27 日、東京都千代田区の日本武道館で営まれた。岸田首相ら「三権の長」や皇族方、海外要人を含む 4183 人が参列し、憲政史上最長の通算８年８か月にわたって政権を担った安倍氏の 冥福を祈った。

安倍氏は７月８日、参院選の街頭演説中に銃撃され、67 歳で死去した。首相経験者の国葬は 1967 年の吉田茂氏以来 55 年ぶりで、戦後２例目となる。

国葬では、松野官房長官が午後２時 13 分に「開式の辞」を述べ、国歌演奏に続き、参列者が１分間の黙とうをささげた。その後、被災地への訪問や外国首脳との会談など、安倍氏の首相在任中の活動をまとめた映像が流された。

葬儀委員長を務めた岸田首相は追悼の辞で、安全保障関連法の制定や精力的な外交活動を挙げ、「歴史は、その長さよりも達成した事績によってあなたを記憶するだろう」と功績をたたえた。さらに、「あなたが敷いた土台の上に、持続的で全ての人が輝く包摂的な日本を、地域を、世界を作っていく」と決意を述べた。

友人代表の菅前首相は、官房長官として安倍氏を支えた７年８か月を「あらゆる苦楽を共にした。本当に幸せだった」と語り、「あなたは、我が国日本にとっての真のリーダーだった」としのんだ。細田衆

院議長と尾辻参院議長、戸倉三郎最高裁長官も弔辞を述べた。

その後、参列者が献花し、安倍氏に最後の別れをした。国葬は4時間余りで終了した。会場近くの九段坂公園に設けられた一般向けの献花会場には多くの人が詰めかけ、受け付け開始は午前10時から30分早められた。午後6時の時点で約2万3000人が献花した。

国葬を巡っては、7月22日に実施が閣議決定された後、世論や野党に反対が広がった。自民、公明両党に加え、野党から日本維新の会、国民民主党が出席した一方、立憲民主党は野田佳彦・元首相ら一部を除いて欠席し、共産など3党は党として欠席した。会場周辺では抗議の集会やデモも行われた。

政府は国葬の警備費などを約16億6000万円と見積もっており、今後実際にかかった費用を公表し、検証作業も行う方針だ。

② 朝日新聞DIGITAL　2022年9月29日　　ニュース記事

日中国交正常化50年「新たな未来を」　祝賀ムードでも透ける温度差

日中両国は29日、日中共同声明の発表で国交を正常化してから50周年を迎えた。両首脳がメッセージを交換。岸田文雄首相は「原点を思い直し、共に日中関係の新たな未来を切り開いていくことが重要だ」と訴えた。習近平（シーチンピン）国家主席も「時代の潮流に従い、新時代の要求にふさわしい中日関係を共に築いていきたい」と呼びかけた。

台湾問題などで両国関係が冷え込むなか、両首脳はともに改善に前向きな姿勢を示した。
岸田氏は「日中関係は、様々な可能性と共に、数多くの課題や懸案にも直面している」とも指摘。一方で「地域と世界の平和と繁栄のため、建設的かつ安定的な日中関係の構築を進めていきたい」と強調した。

一方、中国外務省によると習…（以下略）

③ 読売新聞オンライン　2022年9月30日　　ニュース記事

防衛有識者初会合、抑止力強化で一致…首相「国民の命と暮らしを守り抜く」

政府は30日、防衛力の抜本的強化に向け、自衛隊の装備のあり方や予算規模、財源などを議論する「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」の初会合を首相官邸で開いた。抑止力強化の必要性で一致し、安全保障に省庁横断で取り組むよう求める意見が相次いだ。

有識者は、座長に就任した佐々江賢一郎元駐米大使や、国際政治が専門の中西寛・京大教授、山口寿一・読売新聞グループ本社社長ら10人。政府からは、岸田首相や林外相、鈴木財務相、浜田防衛相らが参加した。年末までの国家安全保障戦略など3文書の改定や予算編成に向け、12月上旬をめどに提言を取りまとめる。

首相は会議で、「現下の厳しい安全保障環境の中においても、国民の命と暮らしを守り抜かなければならない。あらゆる選択肢を排除せず、防衛力を抜本的に強化する」と述べた。自衛目的で敵のミサイル発射基地などを攻撃する反撃能力の保有を念頭に置いた発言だ。

会議では、防衛力強化に見合う予算規模が論点となる。北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）諸国は国防関係費の対国内総生産（ＧＤＰ）比２％以上を目標とするが、日本は防衛費を１％以内に抑えてきた。政府は、海上保安庁予算などを計上する「ＮＡＴＯ基準」を参考にした防衛関係費の概念を導入し、２％

達成を目指す。

首相は「官民の研究開発や公共インフラ（社会基盤）の有事の際の活用などを含め、縦割りを打破し、総合的な防衛体制の強化を検討する必要がある」と強調した。海保予算に加え、他省庁の科学技術関係予算や、空港や港湾などの公共事業予算の活用を想定する。

有識者からは「安全保障（費用）の算定基準を作っていくべきだ」などと新たな基準導入への賛同が相次いだ。

防衛費の増額には財源確保が欠かせず、会議でも焦点となる。国債発行や増税などが選択肢となり、複数の有識者から「国民負担を求めなければならない」との意見が出された。首相は「有事であっても、我が国の信用や国民生活が損なわれることを防がなければならない」と述べ、経済財政の在り方についても議論を求めた。

④ 朝日新聞 DIGITAL　2022 年 10 月 8 日　　ニュース記事

保険証廃止、24 年秋にも　厚労省調整、マイナカード一本化　交付率 5 割届かず、対応課題

厚生労働省は、健康保険証を２０２４年秋にも原則廃止する方向で調整に入った。保険証を廃止した後の事務対応はマイナンバーカードを基本とする。ただマイナカードの交付率は９月末時点でも人口の５割に届いておらず、カードを持たない人への対応が課題となりそうだ。

政府は今年６月にまとめた「経済財政運営と改革…（以下略）

⑤ 毎日新聞　2022 年 10 月 11 日　　ニュース記事

旧統一教会への解散請求、全国弁連が国に申し入れ　献金強要など根拠

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の元信者ら被害者救済に取り組む全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）が 11 日、法務、文部科学の両大臣と検事総長に対し、教団の解散命令を裁判所に請求するよう求める申し入れ書を郵送した。その後、東京都内で記者会見した全国弁連は「献金強要など教団の組織的な不法行為は、これまでの民事訴訟でいくつも認定されている。文化庁は請求に消極的だが、解散請求はできるはずだ」と訴えた。

文化庁はこれまで、過去に解散命令が出た事例では代表役員らが刑法などに違反したことが理由とされたことを挙げ「現状では難しい」との見解を示している。全国弁連事務局長の川井康雄弁護士は記者会見で「教団は、信者の財産権や信教の自由を侵害している。献金強要などの不法性を示す判例や和解事案は多数ある」と述べ、解散請求の根拠になり得ると主張。教団を相手取った民事訴訟では少なくとも、判決が出たものは賠償金の総額が 15 億円超、和解で解決したものは和解金の総額が 114 億円に上ることを明かした。川井弁護士は「解散しなければ、宗教法人法による税制優遇も続いてしまう」と訴えた。

旧統一教会は９月、信者の生活を圧迫するほどの過度な献金がないよう徹底するとした改革方針を発表している。

⑥ 毎日新聞　2022 年 10 月 13 日　　ニュース記事

国連総会、ロシアの「併合」非難決議を採択　賛成は 143 カ国に

国連総会（加盟 193 カ国）は 12 日の緊急特別会合で、ロシアによるウクライナ東・南部 4 州の一方的な併合を「違法だ」として非難し、無効を宣言する決議案を 143 カ国の賛成多数で採択した。反対はロシアなど 5 カ国。中国やインドなど 35 カ国が棄権に回った。

採択後、ウクライナのキスリツァ国連大使は記者団に対し「歴史的な瞬間だ。各国は国連憲章の原則を守るという正しい選択をした」と評価した。米国のトーマスグリーンフィールド国連大使は「世界を脅かすことはできないというロシアに対する強いメッセージだ」と強調した。

国連総会は 3 月、ロシア軍の即時撤退を求める非難決議を 141 カ国の賛成多数で採択していた。その後、戦況の長期化で一部の加盟国に「ウクライナ疲れ」も指摘されていたが、賛成が 3 月の決議を上回ったことでロシアの孤立が改めて浮き彫りになった形だ。

国連総会の決議は、安全保障理事会（15 カ国）の決議と違って法的拘束力はない。ただ、国連憲章が定める「領土の一体性と政治的独立」は加盟国にとって共通の原則で、それを武力で覆そうとするロシアに国際社会の反発が集まった。

決議は、親露派勢力が強行した「住民投票」を非難し、併合の試みは「国際法の下で無効で、ウクライナの地域の地位変更の根拠とならない」と明記。ロシア軍の即時撤退も求めた。また、ウクライナの主権や領土の一体性を尊重しつつ、「平和的手段を通じた緊張緩和や解決」への支持を呼びかけた。

国連総会は 2014 年 3 月、今回と同様にロシアによるウクライナ南部クリミア半島の併合を認めない決議を 100 カ国の賛成多数で採択している。今回の賛成はこれも大きく上回った。ロシアのネベンジャ国連大使は会合で「住民は十分な情報を得た上で自由な選択をした」と反発した。

決議案は欧州連合（EU）が作成を主導し、ウクライナが提出した。日本も共同提案国に名を連ねた。反対はロシアの他にベラルーシ、北朝鮮、ニカラグア、シリア。棄権は中印の他に南アフリカやエチオピア、タイ、ベトナムなど。10 カ国は賛成、反対、棄権のいずれの態度も示さなかった。

ウクライナ侵攻をめぐる国連総会の緊急特別会合は、今年 2〜4 月に開催され、休会していた。安保理は 9 月 30 日、今回と同様の非難決議案を採決にかけたが、常任理事国のロシアが拒否権を行使して否決された。これを受け、国連総会はアルバニアなどの要請で緊急特別会合を再開していた。

⑦ **東京新聞 TOKYO Web**　2022 年 10 月 13 日　　ニュース記事

７月参院選「違憲状態」大阪高裁　無効請求は棄却

「１票の格差」が最大３・03 倍だった７月の参院選は、憲法が求める投票価値の平等に反するとして、近畿２府４県の有権者が各選挙区の選挙無効を求めた訴訟の判決で、大阪高裁（牧賢二裁判長）は 14 日、「違憲状態」と判断した。無効請求は棄却した。

二つの弁護士グループが全国 14 の高裁・高裁支部に起こした訴訟で最初の判決。高裁段階の判決は 11 月中に出そろい、最高裁が統一判断を示す見通し。

今年７月 10 日投開票の参院選では１人当たりの有権者数が最少の福井選挙区と最多の神奈川選挙区との格差は３・03 倍で、前回 2019 年選挙の３・00 倍からやや拡大した。

⑧　**読売新聞オンライン**　2022 年 10 月 17 日　　ニュース記事

首相が旧統一教会の調査指示、「質問権」を初行使…政府の窓口には電話相談 1700 件

岸田首相は 17 日午前、首相官邸で永岡文部科学相と会談し、「世界平和統一家庭連合」（旧統一教会）の問題を巡り、宗教法人法による質問権を行使し、調査するよう指示した。河野消費者相と葉梨法相が同席した。

同法が規定する「質問権」が行使されるのは初めて。政府は、組織の業務や管理運営の実態を調べ、裁判所への解散命令請求の適否を判断する方針だ。

永岡氏は記者団に「首相からしっかり対応してほしいという話があった。着実に執行できるように手続きを進めていく」と語った。

首相は同日午前、衆院予算委員会で、同家庭連合への調査に踏み切る理由について、「法人自体の組織的な不法行為責任を認めた民事裁判の例がみられる」と語った。政府が設置した合同電話窓口に 1700 件以上の相談が寄せられていることも挙げた。自民党の宮崎政久衆院議員の質問に答えた。

調査に先立ち、永岡氏は宗教界や有識者ら 19 人で構成する文部科学省の宗教法人審議会に調査の実施を諮問し、具体的な調査の方法などについて意見を聞く。

調査で法令違反などが確認された場合、所管官庁が裁判所に解散命令を請求する可能性がある。裁判所が解散を命令すれば、税制上の優遇を得られる宗教法人格が 剥奪はくだつ される。

過去に問題行為を理由に解散命令を受けた宗教法人はオウム真理教など 2 例しかなく、いずれも幹部が刑事事件を起こした。首相は 6 日、参院代表質問に対する答弁で、解散命令請求について「法人格の剥奪という極めて重い対応であり、信教の自由を保障する観点から判例も踏まえ、慎重に判断する必要がある」と述べていた。

旧統一教会を巡っては、献金勧誘など組織的な不法行為が認定された民事裁判の判決があるほか、霊感商法などの被害も指摘されている。政府は、11 月にも日本司法支援センター（法テラス）内に専門部署を新設し、相談体制の充実を図る方針だ。

⑨ **朝日新聞 DIGITAL**　2022 年 10 月 19 日　　ニュース記事

円下落、150 円に迫る　一時 149 円台　再介入に警戒感

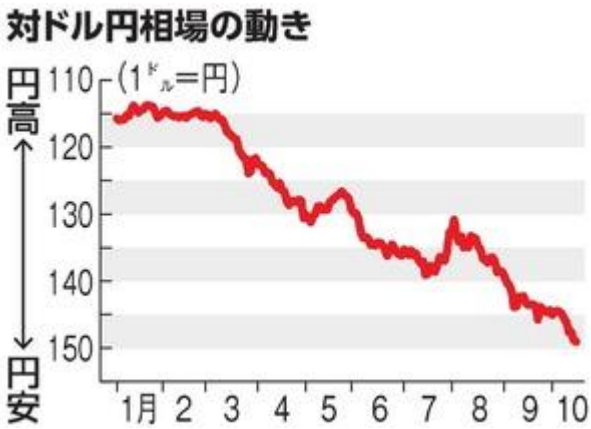

18 日の東京外国為替市場で対ドルの円相場が一時 1 ドル＝149 円台に下落し、次の節目となる 150 円目前に迫った。円は 13 日に 32 年ぶりの安値水準となる 147 円台後半まで下がって以降、連日下落。政府は円安への牽制（けんせい）を強めていて、市場では政府・日本銀行による再度の為替介入への警戒感が強まってい…（以下略）

＜別紙 3-1＞ 会員ブログより

アベの国葬は“国葬を見る会”と通称すべし

川村茂樹（千葉県習志野市）

アベによる“桜を見る会”は、国費を使っての、極めてプライベートな宴会に過ぎませんでした。が、この度の国葬もほぼ同じものだと断じてよいと考えます。

もし仮に、アベが国葬に相応しい人物であるとするならば、世の中には国葬にすべき人々が数え切れないほど現れて、我が国では毎日々々国葬をし続けなくてはならないと思います。いいえ、国民は全て国葬としなくては、釣り合いが取れなくなってしまうとさえ申せましょう。

敢えて乱暴な書き方をしておりますが、同じく銃撃によって殺害された“中村哲さん”などは、アベなどよりも遥かに国葬に相応しい人物でありましたし、もしもその様な形のトータルな判断基準を設定した上で、アベを国葬にするというのであれば、実際に我が国は、年がら年中国葬を繰り返さなくてはならなくなってしまうでしょう。

いずれにしても、今回のアベの国葬は、我が国の歴史における重大なる汚点となるしかないものと断言させていただきます！

勿論、今回の国葬を決めたのは岸田総理でありますし、その意味ではアベの罪ではありません。ましてや彼は悲劇的な死を遂げておりますので、私自身も死者を鞭打つつもりはないのです。が、しかし、死んだからと言って生前の罪がすべて帳消しになる訳もなく、その様な罪に対しては、きちんとケジメを付けることこそが、国家なる存在が示すべき公正な態度と考えます。

であるにも拘わらず、今回の国葬は、正に彼が仕出かした罪の数々を隠蔽し、更にはこれまでの与党政治の悪しき部分を洗い流してしまいたいという思惑が見え々々の形で執り行われようとしているものなのです！

アベという人物は、自己満足するために、徹底的に政治を私物化してまいりました。その為に手段を選ばぬやり方は、どこか統一協会的な手法に似ております。例えば、自らの命令に逆らえぬ者達のみを人事的に配置して、組織全体を牛耳ってしまおうとするやり方とかが、実によく似ております。

その手の事柄を、きちんと検証する時間があれば、この国の闇を暴き、一気にこの閉塞した状況から抜け出す切っ掛けを作り出すこともできると信じます。

だからこそ、アベの国葬などさせてはならないのです。それがマネーロンダリングならぬ、悪質政治のロンダリングを意図するものであることが明らかだからです！

国葬をすることによって、何もかもが水に流されてしまうことは、私だって思いたくありません。ですが、この国の歴史においては、暫々その様なことが起こるのです・・・。

岸田内閣の仕切りにより、感動的なセレモニーへと演出された国葬が、多くの日本人にどの様な感覚の変化を生じさせるか？私には予想し切れません・・・。多分、その為の演出は、念入りに検討されている筈です。それこそ徹底的に！

そもそも国葬とは誰のためにするものなのでしょうか？今一度乱暴な決めつけを記すことをお許し下さい・・・。それは“現行経済の為”だと思います。宗教以上にカルト化しつつある、現行の経済システムの為にです！

その様な意味からも、アベの国葬などしてはならないのです。そして、それが一部の人々の極めてプライベートな欲求に過ぎないことを知らしめる為に、アベの国葬は“桜を見る会”ならぬ“国葬を見る会”であると強調したいのです！　（8 月 30 日）

＜別紙 3-2＞ 会員ブログより

「十人十色」はアナーキー　―　「檻の外」にある自由

後藤富士子（弁護士）

1　なぜ単色の「法律婚」を目指すのか？

「選択的夫婦別姓」論と「結婚の自由をすべての人に」論に、私は強い違和感を覚える。

「選択的夫婦別姓」論についていえば、婚姻により９６％の女性が夫の姓を選択している現実が「女性差別」「女性にとって結婚の自由が保障されていない」という。だが、それで、なぜ婚姻によって姓を変更しないことが例外である「法律婚」を目指すのか？なぜ「選択的夫婦同姓」制度を標榜しないのか？「婚姻により姓を変更しない」という普遍的な制度を原則とし、「同姓」を希望する夫婦にはその選択を認める制度こそ、普遍的かつ個人の尊厳に基づく法律婚であろう。

また、「結婚の自由をすべての人に」論は、「同性婚」という特別な制度を作るのではなく、異性間で認められている婚姻制度を同性間でも平等に利用できるようにとの趣旨であり、「婚姻平等」を問うているようである。でも、個人のセクシャリティは本来多様である。したがって、多数派と同じ婚姻制度を利用できなければ「差別」というわけではない。むしろ、「同性婚」の合法化の方が分かりやすいし、現実的であろう。

結局、本来個人の多様性を基礎にした婚姻制度にしなければ解決できないのに、単色の「法律婚」を志向するところに根本的矛盾を内包しているように思われる。翻ってみれば、そもそも「法律婚」は国家が認定する婚姻制度なのだから、その枠組に参入することを忌避する個人がいても不思議はない。だから、優遇された「法律婚」を標榜する人は、私の目には「事実婚」差別主義者と映る。

2　外国の法制に学ぶ

台湾でもかつては夫婦同姓制度であり、多くの女性が結婚により姓の変更を強いられていた。これが女性差別とされ、１９９８年、夫婦別姓を原則とする法改正がされている。

本年６月に杉並区長になった岸本聡子さんは、日本でオランダ人パートナーとの間の長男を出産した。日本で婚姻していないのでパートナーと別姓であるが、仮に日本で法律婚をしたとしても、外国人のパートナーには戸籍がないから別姓になる。つまり、夫婦同姓制度の守備範囲は、夫婦のいずれもが日本国籍を有する場合に限定されている。その後、岸本さんはオランダへ渡り、パートナーシップ登録をした。長男が４歳になったときに結婚したが、夫婦別姓は当然で、自分の姓と夫の姓をふたつくっつけることもできるし、夫の姓に変える選択もある。日本では外国人が長期で住むには婚姻関係がなくてはならないために、日本に移住する場合に備えて結婚したのである。その後、一家はベルギーに移住するが、ここでもオランダと同様である。　（※以下は当会ホームページで）　（9 月 28 日）

◆ **当会への入会ご案内（会費は無料）**　　参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書　　No.

氏　　名	
ふ　り　が　な	
入 会 年 月 日	２０　　年　　月　　日
メールアドレス	
住　　所	〒
電　話　番　号	
入会金（1000 円）	□支払い済み　　□未払い

目次に戻る